

登録教習機関登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定により登録教習機関登録事項変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	学校法人松韻学園 福島高等学校
登録教習機関の住所	福島県福島市御山町9番1号
代表者の氏名	<u>変更前 理事長 山森 宗明</u> <u>変更後 理事長 佐々木 一彦</u>
変更年月日	令和6年12月1日

令和6年12月5日

福島労働局長  
(公印省略)